

1 関係法令等

○障害者の権利に関する条約（抄）

（平成 26 年 1 月 20 日批准、平成 26 年 2 月 19 日発効）

第 2 条（定義）

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

第 21 条（表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会）

締約国は、障害者が、第 2 条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用

しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

○障害者基本法（抄）

（昭和 45 年法律第 84 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第 3 条 第 1 条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第 4 条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別すること

その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

- 第 22 条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
 - 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (抄)

(平成 17 年法律第 123 号)

(目的)

- 第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人とし

ての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村等の責務)

第 2 条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条第 7 号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。)の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- (2) 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (3) 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2～4 (略)

(市町村の地域生活支援事業)

第 77 条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ～(5) (略)
- (6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その

- 他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
(7) 意思疎通支援を行う者を養成する事業
(8) ～(9) (略)
2～3 (略)

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (抄)
(平成 25 年法律第 65 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 手話言語条例等の制定状況（成立順、平成 28 年 3 月 31 日現在）

(No.)	自治体名	条例名	成立日	施行日
1	鳥取県	鳥取県手話言語条例	H25.10.8	H25.10.11
2	北海道 石狩市	石狩市手話に関する基本条例	H25.12.16	H26.4.1
3	北海道 新得町	新得町手話に関する基本条例	H26.3.5	H26.4.1
4	三重県 松阪市	松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	H26.3.24	H26.4.1
5	佐賀県 嬉野市	嬉野市心の架け橋手話言語条例	H26.6.20	H26.7.1
6	北海道 鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	H26.9.19	H26.10.1
7	兵庫県 加東市	加東市手話言語条例	H26.11.27	H27.4.1
8	山口県 萩市	萩市手話言語条例	H26.12.18	H26.12.20
9	兵庫県 篠山市	篠山市みんなの手話言語条例	H26.12.19	H27.4.1
10	神奈川県	神奈川県手話言語条例	H26.12.25	H27.4.1
11	群馬県	群馬県手話言語条例	H27.3.12	H27.4.1
12	奈良県 大和郡山市	大和郡山市手話に関する基本条例	H27.3.16	H27.4.1
13	福島県 郡山市	郡山市手話言語条例	H27.3.20	H27.4.1
14	北海道 名寄市	名寄市みんなを結ぶ手話条例	H27.3.20	H27.3.23
15	兵庫県 神戸市	神戸市みんなの手話言語条例	H27.3.24	H27.4.1
16	兵庫県 明石市	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	H27.3.26	H27.4.1
17	兵庫県 三木市	三木市共に生きる手話言語条例	H27.3.27	H27.4.1

18	京都府 城陽市	手で輪を広げる城陽市手話言語条例	H27.3.30	H27.4.1
19	山梨県 市川三郷町	市川三郷町手話言語条例	H27.9.18	H27.10.1
20	埼玉県 朝霧市	朝霧市日本手話言語条例	H27.9.24	H28.4.1
21	大阪府 大東市	大東市こころふれあう手話言語条例	H27.9.28	H27.11.1
22	三重県 伊勢市	伊勢市手話言語条例	H27.10.7	H28.4.1
23	群馬県 前橋市	前橋市手話言語条例	H27.12.7	H28.4.1
24	埼玉県 三芳町	三芳町手話言語条例	H27.12.10	H27.12.10
25	静岡県 富士宮市	富士宮市手話言語条例	H27.12.14	H28.4.1
26	埼玉県 富士見市	富士見市手話言語条例	H27.12.15	H27.12.15
27	北海道 登別市	登別市ぬくもりある手話言語条例	H27.12.18	H28.4.1
28	兵庫県 淡路市	淡路市手話言語条例	H27.12.18	H28.4.1
29	宮崎県 日向市	日向市手話言語条例	H27.12.18	H28.4.1
30	千葉県 習志野市	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	H27.12.21	H28.4.1
31	兵庫県 丹波市	丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例	H27.12.22	H28.4.1
32	兵庫県 多可町	多可町手話言語条例	H27.12.25	H28.1.1
33	大阪府 大阪市	大阪市こころを結ぶ手話言語条例	H28.1.15	H28.1.18
34	兵庫県 宍粟市	宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例	H28.3.11	H28.4.1
35	長野県	長野県手話言語条例	H28.3.14	H28.3.22
36	徳島県 三好市	三好市手話言語条例	H28.3.18	H28.3.23

資料 3

37	岐阜県 羽島市	羽島市手で語ろう手話言語条例	H28.3.22	H28.4.1
38	和歌山県 和歌山市	和歌山市手話言語条例	H28.3.23	H28.4.1
39	山梨県 上野原市	上野原市手話言語条例	H28.3.24	H28.4.1
40	静岡県 浜松市	浜松市手話言語の推進に関する条例	H28.3.24	H28.4.1
41	埼玉県	埼玉県手話言語条例	H28.3.25	H28.4.1
42	北海道 室蘭市	室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例	H28.3.25	H28.4.1
43	京都府 京都市	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	H28.3.25	H28.4.1
44	高知県 高知市	高知市手話言語条例	H28.3.25	H28.7.1
45	兵庫県 小野市	小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例	H28.3.25	H28.4.1
46	沖縄県	沖縄県手話言語条例	H28.3.28	H28.4.1
47	北海道 帯広市	帯広市手話言語条例	H28.3.28	H28.4.1

3 他自治体の条例例（明石市、習志野市、小野市）

○明石市手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

手話は言語である

すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にとってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。

中でも、ろう者にとっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。

平成 18 年に国際連合で採択され、平成 26 年 1 月に日本が批准したことにより、同年 2 月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。

同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。

多様なコミュニケーション手段の促進のために

障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。

その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人との初歩的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。

多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互い

に一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまち－明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人となない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話等コミュニケーション手段を利用する人（以下「利用者」という。）が有している、障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他

日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。

(5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。

(6) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。

(2) 障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。

(3) 障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。

(4) 利用者、コミュニケーション支援従事者等その他の関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするために行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（施策の策定方針）

第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。

(1) 手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策

(2) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善

その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策

(3) その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

2 市長は、前項に規定する施策を策定する場合においては、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 市長は、第1項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

（財政上の措置）

第8条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 手話言語の確立

（手話を学ぶ機会の提供）

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。

（手話を用いた情報発信等）

第10条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。

3 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。

4 市長は、ろう者が手話を身近に使うことができる環境及び手話による情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣及びろう者に対する相談支援活動の支援等を行うものとする。

（手話通訳者等の確保及び養成）

第11条 市は、ろう者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。

（学校における手話の普及）

第12条 市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。

第3章 要約筆記・点字・音訳の促進

(要約筆記等を学ぶ機会の提供)

- 第13条 市は、手話等コミュニケーション手段のうち、要約筆記、点字又は音訳（以下「要約筆記等」という。）を必要とする障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、市民に要約筆記等を学ぶ機会を提供するものとする。

(要約筆記等を利用するための環境整備)

- 第14条 市は、障害者が要約筆記等を身近に使うことができる環境及び要約筆記等による情報を入手することができる環境を整備するため、次に掲げる事項についての取組を推進するものとする。

- (1) 要約筆記等に係るコミュニケーション支援従事者等の派遣及び要約筆記等による情報の利用に関する相談支援活動の支援等
- (2) 市が主催する講演会等における要約筆記者の配置
- (3) 地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等への要約筆記者の派遣
- (4) 市の広報活動及び公的機関が障害者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供
- (5) その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項

(要約筆記者等の確保及び養成)

- 第15条 市は、要約筆記等の手話等コミュニケーション手段を利用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行うものとする。

第4章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進

(多様な障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮)

- 第16条 市は、日常生活又は社会生活において、障害特性に応じたコミュニケーション手段が障害者の年齢及び障害の種別又は状態等に応じてきわめて多様であることに鑑み、手話及び要約筆記等以外の手話等コミュニケーション手段について、利用の促進に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 3 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について

支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとする。

- (1) 知的障害及び発達障害の特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段
- (2) 代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）及び重度障害者用意思伝達装置等（重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障害により使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。）によるコミュニケーション手段
- (3) その他障害者のコミュニケーション手段として必要な手段

第5章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会 (明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会)

第17条 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、第7条第1項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 障害者
 - (2) コミュニケーション支援従事者等
 - (3) 手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者
 - (4) 公募による市民
 - (5) その他市長が特に必要と認める者
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆きずなを深め、互いに心を通わせるまちづくり条例

私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人とが心を通わせるには、共通の言語を基盤とした十分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。

また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るためには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。

このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の障害及び同条第2号に規定する社会的障壁（以下「社会的障壁」という。）により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制

限を受ける状態をいう。

- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号の障害者をいう。
- (3) 手話、点字等の伝達手段 手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談その他の障がい者が容易に利用できる情報及び意思の伝達手段をいう。
- (4) ろう者 耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障し、自己実現の価値を認めることをいう。
- (8) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、理解し合い、意味を分かち合い、信頼関係及びつながりを築くことをいう。
- (9) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること。
- (3) 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、協働すること。

（連携及び協働）

第4条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、次条から第7条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。

（市の責務）

第 5 条 市は、市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図りながら、第 1 条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとする。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(市民活動団体及び事業者の責務)

第 7 条 市民活動団体及び事業者は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。

2 市民活動団体及び事業者は、他者が行う第 1 条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策)

第 8 条 市は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。

(2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。

(3) 障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。

(4) 災害時における緊急情報を、障がい者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ的確に伝達すること。

(5) 障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策

(手話の普及及び理解の促進に関する施策)

第 9 条 市は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、手話の普及及び理解の

促進を図るため、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者と協力して次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手話に対する理解を促進すること。
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めること。
- (3) ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な施策

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例

言語は、人々がお互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとってお互いの気持ちを理解し合い、豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、これまで言語として手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を抱えながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられ、ろう者が安心した生活を送るためにも、手話をいつでもどこでも自由に使用できる環境を整備していくことが求められています。

また、ろう者に限らず全ての障害者にとって分け隔てなく容易に情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることのできる環境を整備することは日常生活や社会生活を送るうえで不可欠であります。

ここに私たちは手話を言語として確立するとともに、障害者が必要とする手話、要約筆記、点字等の意思疎通手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話等意思疎通手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障害者の意思疎通の促進を図り、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、市民がお互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話等意思疎通手段手話、要約筆記、点字、音訳、代筆及び代読、触手話その他障害者が日常生活又は社会生活を行ううえで必要とされる補助的及び代替的に利用できる情報と意思の伝達手段をいう。
- (3) 意思疎通支援従事者手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗

読者を含む。) 等障害者の意思伝達を支援又は補助する者をいう。
(4) 事業者市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 手話等意思疎通手段の普及及び利用機会の確保は、障害のある人となない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行わなければならない。

2 手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解するとともに、手話が言語であるとの認識のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話等意思疎通手段の活用によって障害者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を小野市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）の中の施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話等意思疎通手段への理解及びその普及のための施策
- (2) 障害者が手話等意思疎通手段を容易に利用できるようなするための環境整備に関する施策
- (3) 意思疎通支援従事者の確保及び養成のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害者、意思疎通支援従事者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設け

なければならない。

- 3 市長は、第 1 項各号に規定する施策について、毎年実施状況を公表するものとする。

（手話等意思疎通手段を学ぶ機会の提供等）

第 8 条 市は、障害者、意思疎通支援従事者、公的機関、事業者等と協力して市民に手話等意思疎通手段を学ぶ機会を提供するものとする。

- 2 市は、公的機関及び事業者等が手話等意思疎通手段に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行うものとする。

（手話等意思疎通手段を用いた情報発信）

第 9 条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等意思疎通手段を用いた情報発信を推進するものとする。

（学校における理解等の啓発）

第 10 条 市は、学校教育における手話等意思疎通手段への理解及びその普及啓発並びに市内の小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する聴覚障害等の児童生徒に対し、手話等意思疎通手段による学習支援に努めるものとする。

（財政上の措置）

第 11 条 市は、第 7 条第 1 項各号に規定する手話等意思疎通手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

4 加古川市の障がい者の現況

(1) 加古川市の障がい者数（平成 27 年度末手帳所持者数）

（単位：人）

	人口※	身体	人口比	知的	人口比	精神	人口比
総 数	266,450	8,970	3.4%	2,030	0.8%	1,450	0.6%
加古川町	59,477	1,823	3.1%	464	0.8%	314	0.5%
神 野 町	16,116	673	4.2%	149	0.9%	99	0.6%
野 口 町	38,419	1,141	3.0%	265	0.7%	174	0.5%
平 岡 町	52,450	1,522	2.9%	320	0.6%	285	0.5%
尾 上 町	28,957	927	3.2%	232	0.8%	183	0.6%
別 府 町	18,168	569	3.1%	158	0.9%	91	0.5%
八 幡 町	5,184	182	3.5%	35	0.7%	22	0.4%
平 荘 町	4,326	215	5.0%	36	0.8%	22	0.5%
上 荘 町	4,752	210	4.4%	33	0.7%	23	0.5%
東神吉町	13,790	548	4.0%	119	0.9%	63	0.5%
西神吉町	8,477	354	4.2%	62	0.7%	43	0.5%
米 田 町	5,877	237	4.0%	58	1.0%	29	0.5%
金 沢 町	—	—	—	—	—	—	—
志 方 町	10,547	569	5.4%	99	0.9%	102	1.0%

※平成 28 年 4 月 1 日現在

(2) 身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）

(単位：人)

	23	24	25	26	27	構成比
総 数	8,872	9,009	9,079	8,986	8,970	100.0%
視 覚 障 害	622	619	621	588	582	6.5%
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	618	600	601	601	610	6.8%
音 声 ・ 言 語 又 は そ し や く 機 能 障 害	112	110	115	117	110	1.2%
肢 体 不 自 由	5,231	5,295	5,340	5,243	5,158	57.5%
上 肢	1,591	1,620	1,616	1,599	1,590	17.7%
下 肢	3,142	3,186	3,245	3,171	3,102	34.6%
体 幹	449	442	433	429	422	4.7%
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	49	47	46	44	44	0.5%
内 部 機 能 障 害	2,289	2,385	2,402	2,437	2,510	28.0%
心 臓	1,215	1,262	1,289	1,304	1,339	14.9%
じ ん 臓	538	562	560	575	590	6.6%
呼 吸 器	161	163	167	148	148	1.6%
ぼ う こ う 又 は 直 腸	327	343	329	348	369	4.1%
小 腸	23	23	22	23	23	0.3%
免 疫 機 能	13	19	20	25	27	0.3%
肝 臓	12	13	15	14	14	0.2%

(3) 療育手帳所持者数（各年度末現在）

(単位：人)

	23	24	25	26	27	構成比
総 数	1,662	1,741	1,858	1,971	2,030	100.0%
A (重 度)	703	718	738	767	766	37.7%
B 1 (中 度)	436	462	500	518	515	25.4%
B 2 (軽 度)	523	561	620	686	749	36.9%

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

(単位：人)

		23	24	25	26	27	構成比
総	数	1,135	1,252	1,260	1,336	1,450	100.0%
	1 級	184	198	198	193	202	13.9%
	2 級	768	845	848	867	918	63.3%
	3 級	183	209	214	276	330	22.8%

5 関係計画

○加古川市総合計画（抜粋）

まちづくりの基本理念

ひと・まち・自然を大切にし、ともにはぐくむまちづくり

将来の都市像

いつまでも住み続けたいウェルネス都市 加古川

まちづくりの基本目標

1 章 安心して暮らせるまちをめざして

1 節 とともに支えあう福祉社会を実現する

③障がい者の福祉を充実する

●基本方針

障がい者の自立した生活と社会参加を支援するため、障害の状況やライフステージに応じた障がい者福祉サービスの充実を図り、障がい者が自分の生き方を自分で決め、地域で安心してともに暮らすことができるまちづくりを進めます。

●現状と課題

平成 28（2016）年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者の活動を制限する社会的な障壁を取り除くため、合理的な配慮の提供が求められます。

●施策の展開

2 障がい者の自立と社会参加の促進

◆障がい者の意思疎通や物理的環境に配慮を行うとともに、市民や民間事業者への啓発を推進します。

○加古川市障害者福祉長期計画（抜粋）

第Ⅲ章 基本計画

2. 自立生活を支援する福祉サービスの推進

■現状と課題■

本市における福祉に関する情報提供については、広報かこがわをはじめ、点字や音声による広報活動や手話通訳者の配置など、障害者の特性に合わせた障害者の情報入手の利便性向上に努めるとともに、市ホームページなどにより各種の情報提供も行っています。

今後は、引き続き各種情報の提供に努めるとともに、障害者が積極的に社会参加するためのコミュニケーション支援手段のひとつとして、パソコンや携帯電話などの新しい情報ツールを活用した情報提供・コミュニケーション支援を検討することが必要です。

■取組方針・取組内容■

〔1〕自立した暮らしを支える福祉サービスの充実

障害者が在宅で、その人なりに自立し安心して暮らすことができるよう、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助を行う居宅介護などの介護給付や、自立した日常生活や社会生活のための支援や就労に向けた支援を行う訓練等給付、そのほか、買い物など日常生活に不可欠な移動の支援や相談支援、コミュニケーション支援など各種サービスの計画的な確保・充実に努めます。

ii) 各種福祉サービスの充実	■地域生活支援事業の充実 ■補装具費の支給
iii) コミュニケーション手段の充実	■奉仕員（手話通訳・要約筆記）の養成・派遣 ■奉仕員（手話通訳）の市役所窓口常駐 ■公共施設での「耳マーク表示板」設置の推進
iv) 情報提供の充実	■障害者の特性に応じた情報提供方法の充実 ■情報通信技術（ＩＴ）を活用した情報提供の充実

○第４期（平成 27～29 年度）加古川市障害福祉計画（抜粋）

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

2 計画の数値目標

（2）重点施策

②自立した生活と社会参加への支援

ア 障がい者（児）に対する理解と障がい者（児）を支える地域づくり

【主な取り組み】

- 障害に対する地域住民の理解の普及促進
- 障がい者のコミュニケーションを促進するための条例（手話言語条例など）の制定

- 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮として、障害特性に応じたコミュニケーション手段を確保することや差別解消に関する取り組み、虐待防止や権利擁護体制の充実・周知

6 意思疎通支援事業等の実施状況

(単位：人、件)

	23	24	25	26	27
設置手話通訳者数	3	2	2	2	2
登録手話通訳者数	18	19	20	20	22
手話通訳者派遣件数	805	763	801	902	973
手話奉仕員養成講座修了者数	34	30	33	19	13
登録要約筆記者数	9	10	10	9	9
要約筆記者派遣件数	18	28	40	42	57
要約筆記奉仕員養成講座修了者数	7	10	17	8	3
点訳ボランティア養成講座修了者数	15	14	9	41	7
朗読ボランティア養成講座修了者数	26	24	25	25	23
補装具支給件数（関係分）	58	83	83	83	85
眼鏡・コンタクト等	14	17	14	12	20
補聴器	44	64	67	70	64
意思伝達装置	0	2	2	1	1
日常生活用具給付件数（関係分）	60	38	47	51	44
聴覚障害者用屋内信号装置	11	3	3	5	4
音声体温計・音声体重計	4	3	3	6	2
携帯用会話補助装置	3	0	0	1	0
情報・通信支援用具	4	3	7	4	6
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	1	0	0	1	0
点字タイプライター	0	1	0	0	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	15	10	11	7	5
視覚障害者用活字文書読上装置	0	0	0	0	1
視覚障害者用拡大読書器	10	9	10	8	10
視覚障害者用時計	3	4	5	5	7
聴覚障害者用通信装置	7	3	4	10	4
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
点字図書	2	2	4	4	5